

新型コロナウイルス感染症に関連する古賀市内の事業者への主な支援一覧

令和4年7月11日時点

| | 制度名称 | 主な対象者や支援内容 | 管轄 | 申請期間 | 問い合わせ先 |
|-------|---------------------------------|---|-------|--|--|
| 給付 | 燃料費高騰対策運送事業者等支援金 | 市内で道路運送事業等を営む中小事業者に対し、令和3年10月から令和4年7月までの10か月間のうちいずれか最大4か月で事業に要した燃料費について支援金を支給 【支給額】1リットルあたり10円 【上限額】1月1台あたりの上限額は 車両総重量3.5トン以上の事業用車両：15,000円 車両総重量3.5トン未満の事業用車両：5,000円 | 市 | R4.7.1～ R4.9.30 | 商工政策課 商業観光係 ☎092-942-1176 |
| | 経営支援雇用奨励金 | 市内中小事業者において、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの期間に古賀市無料職業紹介所を介して新たに市民を雇用する場合に経営支援雇用奨励金を交付 【奨励金額】正規雇用の場合、1人につき20万円 非正規雇用の場合、1人につき5万円 | 市 | R5.1.4～ R5.3.6 | 商工政策課 事業者支援係 ☎092-942-1176 |
| 補助・助成 | 事業再構築補助金 | 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組み支援 【補助率、補助額(通常枠の場合)】 中小企業：2/3、100万円～8,000万円 中堅企業：1/2、100万円～8,000万円 | 国 | 【第7回公募】 R4.7.1～ R4.9.30 | 事業再構築補助金 コールセンター ☎0570-012-088 サポートセンター ☎050-8881-6942 |
| | 経営革新推進補助金 | コロナ後に向けた新しい経営革新に基づく新商品・新サービスの開発などの新たな取り組みを支援(経営革新計画を新たに作成し、承認を受けた事業者が対象) 【助成率】1/2以内 【補助額】上限50万円 | 県 | 【第4回】 R4.6.21～ R4.7.15 | 福岡県新事業支援課 ☎092-643-3449 |
| | 一時休業などで手当などを支給した | 一時休業などで労働者の雇用維持を図った事業者(売上高の減少要件等あり)に、休業手当などの一部を助成 【助成率】最大10/10(1人当たり日額15,000円上限) | 国 | (緊急対応期間)R2.4.1～ R4.9.30 | 福岡助成金センター雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537 |
| | 休業させられた労働者のうち休業手当を受け取ることができなかった | 令和4年1月以降に、コロナの影響を受けた事業主が休業させた労働者であり、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取ることができない方 【支給額】休業日賃金の8割(日額上限11,000円)を休業実績に応じて支給 | 国 | ・R3.10月～ R4.3月に休業の場合、R4.6月末まで ・R4.7～9月に休業の場合、 R4.12月末まで | 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コールセンター ☎0120-221-276 |
| 貸付 | 福岡県制度融資 | 【緊急経済対策資金】(伴走支援型) 融資限度額6,000万円、融資期間10年以内(据置2年以内)、 融資利率1.3%、保証料率0%(事業者負担分は県が負担) ・売上高15%以上減少などの要件があります。 | 県 | R4.4.1～ R5.3.31 | 福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 ☎0120-567-179 |
| | 政府系金融機関融資 | 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少などの要件を満たした事業者への、3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など | 国 | 受付中(終了日未定) | 日本政策金融公庫事業 資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 商工中金 新型コロナウイルスに関する相談窓口 ☎0120-542-711 |
| | 緊急小口資金(主に休業された方) | 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための少額貸付 貸付上限：10万円以内(個人事業主等の特例の場合は20万円以内) 据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子 | 国 | R4.8月末まで | 相談コールセンター(厚生労働省設置) ☎0120-46-1999 古賀市社会福祉協議会(社協) ☎092-944-2941 |
| | 総合支援資金(主に失業された方) | 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている方に、生活再建までの間に必要な生活費用を貸付 貸付上限：単身世帯月15万円以内 複数世帯月20万円以内 貸付期間原則3か月以内 据置期間1年以内、償還期限10年以内、無利子 | 国 | [初回貸付] R4.8月末まで | 相談コールセンター(厚生労働省設置) ☎0120-46-1999 古賀市社会福祉協議会(社協) ☎092-944-2941 |
| 猶予 | 徴収の猶予 | 一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度。令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度等あり | 国・県・市 | — | 国税：香椎税務署 ☎092-661-1031 県税：東福岡県税事務所 ☎092-641-0201 市税：収納管理課 ☎092-942-1124 |

※作成時点の概要ですので、各制度の詳細を確認して手続きしてください。